度補正予算債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$W_{12} = 0.025$

$W_{13} = 0.034$

X　国庫の補助金を受けて道府県が施行する第二種(B)空港（第二種空港のうち道府県が管理するものに限る。）の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため平成 13 年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 13 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

Y = 0.034

Z　国庫の補助金を受けて道府県が施行した第三種空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため平成 13 年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 13 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AA = 0.034

AB　国庫の補助金を受けて市町村が施行する第二種(B)空港及び第三種空港（第二種空港及び第三種空港のうち市町村が管理するものに限る。）の整備事業に係る経費に充てるため平成 13 年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 13 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AC = 0.034

AD_n　PFI 事業者が整備して n 年度に供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財

度補正予算債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$W_{12} = 0.025$

$W_{13} = 0.034$

X_n　国庫の補助金を受けて道府県が施行する第二種(B)空港（第二種空港のうち道府県が管理するものに限る。）の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 13 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$Y_{13} = 0.034$

Z_n　国庫の補助金を受けて道府県が施行した第三種空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 13 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AA_{13} = 0.034$

AB_n　国庫の補助金を受けて市町村が施行する第二種(B)空港及び第三種空港（第二種空港及び第三種空港のうち市町村が管理するものに限る。）の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 13 年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財源対策債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AC_{13} = 0.034$

AD_n　PFI 法第 7 条第 1 項の規定により、PFI 事業者が整備して平成 n 年度に供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方団体が当該施設を建設したとみな